

## 2020春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	日建協
方針決定日	2020年1月10日 2019年度第2回代表者会議にて採決
要求提出日	2020年3月24日
回答指定期	2020年4月7日

要求項目	要求内容
<b>(1) 基本的な考え方</b>	
建設産業が「魅力ある産業」として持続するため、担い手不足の解消をはかるためにも、あるべき賃金水準を実現すべきである。また、働き方改革の実現にむけて取り組んでいる組合員一人ひとりの努力が報われ、いきいきと仕事に取り組む心の支えとなるためにも賃金水準の向上は必要である。将来にわたり安定した生活基盤を築くため、加盟組合と日建協が一体となって積極的な賃金水準の改善に取り組む。	
<b>(2) 賃上げ要求</b>	
<b>■月例賃金</b>	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」	加盟組合は、安定した生活するための基盤を強化するため、また、組合員がやりがいをもって仕事にのぞみ、生産性の向上など働き方改革に高い意識で取り組むために、引き続き月例賃金の向上に取り組む。組合員に先行ライン、標準ライン、必要ラインの3つのモデルを設定し、各々のライフステージにおける結婚・子供の誕生・教育・住宅の購入といった加齢に伴い増加する必要な支出をベースに算出し、年齢ごとのあるべき年収を絶対額で示すとともに、参考値として月例賃金や一時金を示す。
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	
○規模間格差の是正(中小賃上げ要求)	
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	
<b>■男女間賃金格差の是正</b> ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当関連	
<b>■初任給等の取り組み</b> ・社会水準の確保 ・年齢別最低賃金の協定締結	加盟組合は、継続的な人材確保のため、各加盟組合において目標を定め取り組む。
<b>■一時金</b> ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等労働者への対応	加盟組合は、組合員の仕事への意欲の向上のために昨年実績以上の上積みをめざす。また、一時金水準の継続的な維持・向上にむけて計画的に取り組む。
<b>(3) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し</b>	
<b>■長時間労働の是正</b>	
<b>■均等待遇(同一労働同一賃金)の実現</b>	
<b>■その他</b> ・人材育成と教育訓練の充実 ・中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備 など	
<b>(4) ジェンダー平等・多様性の推進</b>	
・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法 ・ハラスメント対策と差別禁止 ・育児や介護と仕事の両立 ・次世代育成支援対策推進法	
<b>(5) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配／取引の適正化の取り組み</b>	
<b>(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入</b>	